

インターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化について の意見の概要

(文化審議会著作権分科会 (第58回) における意見概要)

- 放送番組のインターネット配信は、放送と同時に行うものでも、日本の制度上は放送とは権利が異なるところ、なるべく蓋かぶせがない形でリアルタイムで配信するため、大変な労力をかけて権利処理を行っている。視聴者に対して良質な放送番組を、放送に限らない伝送路においても滞りなく届けられるよう制度改正がなされることを期待。
- 実演家団体として、放送番組のインターネット上での同時配信に限らず、レコードの公衆への伝達に係る全体的な権利の見直しの必要性を訴えてきた。検討課題の資料では「放送番組のインターネット上での」という言葉が「同時配信」の前に付いており、放送番組の同時配信だけを解決すれば良いとも読める。知財計画では、「同時配信等」という表現にされており、昨年度の検討経緯の中でも、ウェブキャスト全般に関しても併せて検討するとされていることから、「放送番組のインターネット上での」と限定する言葉を入れることには疑問。また、あわせてレコード演奏権についても、文化芸術立国として導入に向けた検討にも速やかに着手すべき。
- 知財計画における「同時配信等」の「等」は、同時配信に類似するものとして、あくまで、放送番組を前提に、見逃し配信や追っかけ配信を指すものだと理解している。
- ウェブキャストについては、「視野に入れつつ」とされており、メインの課題である放送番組の同時配信・追っかけ配信等とは性質がかなり異なるため、課題として明記すべきではない。昨年度までの議論の枠内で、今後より議論を深めていくべきである。

- 放送番組のインターネット上での同時配信の議論を深める中で、別のウェブ上での配信も議論の中に含まれた経緯があるところ、それを前提に知財計画では「同時配信等に係る」とシンプルに記載されていることから、それに合わせた方が良いのではないか。
- 昨年度の整理は、あくまで放送番組の同時配信等について議論することとしつつ、ウェブキャストについても視野に入れるということだと理解している。ウェブキャストが必ずしも排除はされていないとしても、問題は、放送番組のインターネット上での同時配信に係る権利処理の円滑化であって、これとウェブキャストは少なくとも同等の比重ではない。知財計画では、ウェブキャストについてまで成果を出すことは求められていないと理解している。
- 議論の中で、放送番組の同時配信は国家的に緊急の課題だからということでプライオリティがついたことは理解している。ただ、ウェブキャストが議論の範囲から外れたわけではないので、検討課題となっているという認識を共有したい。
- 昨年度の議論の結果、対象とするサービスの範囲については争いがないと理解している。ウェブキャストについては、視野に入れつつ検討を進めるということが一致点である。

(基本政策小委員会(第1回)における意見概要)

- 現在のコロナ渦でインターネットの利用環境が非常に進んでいることが明らかになったところ、インターネット上での同時配信等の利用ニーズが更に高まっているものと認識。課題の解決に向けて集中的に議論することに賛成。その際、ウェブキャストについても課題は同じであるとの認識なので、併せて議論を行っていくべき。
- radikoの権利処理でも実感したが、同時配信等を進めるに当たっては、権利の集中処理が鍵となる。
- 「アウトサイダー」という言葉に若干違和感を持った。集中管理団体に作品を委ねていない方は、海外では「ノンメンバー」と呼ぶ例の方が馴染みがある。「アウトサイダー」という言葉は、団体に加わっていないことが若干悪いことのようなニュアンスを持つことにならないか。
- 権利者不明の場合の裁定制度は、アーカイブやその他のデジタル配信にとっても非常に重要な課題。これまでも制度改善は進められているが、まだまだ気軽に使える制度とは言い難いため、更に改善を進めてほしい。利用に当たってのハードルは事前供託制度。不明な権利者に対して、権利者が現れた場合の適当な使用料を示すこと自体が困難であるとともに、権利者の出現率は過去の例から言うと1%前後と低いため、供託しても無駄になる可能性が高い。事前供託制度については、ぜひ見直しの議論を進めてほしい。
- 裁定制度の課題は、おそらく支払う補償金が惜しいという金銭の問題でなく、金額を確定することに非常に手間暇がかかり、制度利用が困難な処理コストになってしまっているという問題。供託免除の対象を、事後的に権利者が現れたレアケースでも確実に支払えるであろう団体に絞ると、一番この制度の利用を必要としている団体や個人にまで広がらないこと危惧する。制度の在りようについては、ゼロベースで議論してほしい。

- 通信放送融合という課題は、日本の著作権制度がガラパゴス化したこの30年のテーマであるにも関わらず、制度の見直しの議論はこの1～2年前にようやく始まったもの。この課題と論ずべきタイミングは、過去に何度もあったが、きちんと議論は行われなかった。それを今直ちに整理をするというのは、ステークホルダーの皆さまの覚悟とアクションが必要。とても重いテーマで、第三者が理論的な整理をしても動かないというのが現実。もちろん、本課題は、デジタル化に遅れを取った日本にとって待ったなしの重要課題であり、海外の制度と歩調を合わせるべきだと考えるが、前進させるために、まずは、ステークホルダーによる意見集約・調整に期待したい。また、この課題は通信放送の法制度ともリンクしてくるもの。これまで、著作権制度と通信放送法制度がばらばらに議論されてきたことも問題の一因であることにも留意すべき。
- 本課題は、非常に以前から問題とされてきたものであり、我が国特有の法状況も指摘されているところ、今回、具体的な立法に進んでいくとすれば大変結構なことであり、今後の動きに期待したい。「ライセンス市場を阻害しないよう十分注意する」ことや「権利者の利益保護に適切な配慮を行う」ことを実現するための具体的な制度論のメニューを幅広く検討していくべき。例えば、ECL（拡大集中許諾）や、ライセンス優先型の権利制限規定、強制許諾など国際的には様々な立法例があり、そうしたアイデアにも視野を広げて幅広く検討することが良い。日本法にも、例えば、著作権法第37条第3項但書に、権利者等が自ら公衆への提供提示を行っている場合は権利制限を除外するという規定がある。国内外の立法例を幅広く視野に入れて、様々な選択肢で本課題を乗り切ってほしい。
- ライセンスをしている場合には権利制限が働かないという視点には大賛成。ぜひ、そのような視点も議論に加えていってほしい。

(以上)